

「規格・基準等」の審議手順に係る要領

制定：平成9年12月19日

改正：平成10年3月18日

改正：平成10年11月12日

改正：平成13年3月27日

改正：平成16年5月27日

改正：平成17年6月 3日

改正；平成25年6月11日

日本電気技術規格委員会機構（以下、機構という）は、専門部会、特別部会、運営会議及び技術会議を含む委員会組織の総体として民間規格の作成機関及び評価機関として所要の活動を行う。

これらは機構規約の定めに従うが、同規約に定めのない部分を含む審議等の具体的な手順は、同規約第2条2号の規定に基づき、以下に定める。

1．専門部会が自発的に規格・基準等を策定し委員会に上程して承認を得ようとする場合

(1) 技術基準等へ引用を希望する民間規格・基準

各専門部会は、専門家の立場から技術基準適合性に関する技術的な検討等を行いつつ、「電気事業法」及び「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」等（以下、「電気事業法等」という。）に係る民間規格・基準を作成し、技術会議での所定の調整、手続きを経て委員会に上程し、承認を得ることにより、その目的を達成する。

この場合の手順は、次のとおり。

a. 専門部会による審議の要請

当該専門部会の部会長が、策定した民間規格・基準を委員会に上程し承認を得ようするとき、別紙1の所定の様式に定める作成プロセスを説明する文書及び必要に応じて⁽¹⁾法令との適合性を説明する文書を提出し、委員会幹事に技術会議の開催を求める。

注；(1) 「必要に応じて」として法令との適合性の説明（別添-2の表）を添付する主な例としては、法令・解釈への引用要請又は改正要望を行う場合が考えられる。

b. 技術会議の審議

委員会幹事は、当該民間規格・基準に関連のある団体の代表（代表から指名された者も含む。）からなる技術会議を開催し、当該案件について審議する。

技術会議の開催は、運営会議を構成する団体に対し、承認を得ようとする「規格・基準等」の名称及び審議内容を文書で配付し、関係ある団体を召集する。

(2)

技術会議は、承認を得ようとする「規格・基準等」に対して、作成機関とは異なる観点で、委員会での評価に必要な論点を議論し、その論点を委員会に報告する。⁽³⁾

この場合、委員会幹事は、当該案件について、関連団体の代表が持ち帰り相談、協議する時間を与えることとし、その相談、協議の結果を基に、必要に応じて再度技術会議を開催し、審議することができる。

委員会幹事は、技術会議で審議を行い、関連団体の代表が持ち帰り相談、協議し、関連団体からの文書による意見確認の結果、意見が軽微と判断される場合、「外部の意見」の確認のための技術会議は省略し、委員会に上程できる。

注；(2) 技術会議への参加は、機構に属する団体が、開催案内に記載される規格名称及び審議内容により応募する。コメント等がある場合は、文書で連絡する。

(3) 技術会議での審議では、関係団体として、「規格・基準等」に対し、作成機関とは異なる観点から、委員会での審議に必要と考えられる論点を整理し、報告することを目的とする。したがって、技術会議では採否、体裁以外の修正及び要請文書の不備以外の差し戻し等を行わない。

c. 外部の意見を聞く手続き

a) 委員会幹事の業務

委員会幹事は、民間規格・基準を外部に公開し意見を聞く手続きの実施について技術会議の承認を得る。

外部から提出された意見、要望等については、委員会幹事が取りまとめ、委員会に報告する。

委員会幹事は、公開の結果外部から提出された意見、要望等について、当該専門部会に対応の検討を要請することができる。

委員会幹事は、技術会議で審議を行い、後述の「外部の意見を聞く手続き」

を実施している民間規格・基準に関し、「外部の意見」が軽微と判断した場合、「外部の意見」の確認のための技術会議は省略し、委員会に上程できる。

b) 外部への公開の方法

民間規格・基準の外部への公開の方法は、「公開等に係る要領」による。

d. 委員会への上程

委員会幹事は、技術会議での審議を経た民間規格・基準について、a.項に規定した当該専門部会長からの文書、外部へ公開し意見を聞いた結果及び技術会議における審議の結果を添えて委員会に上程する。

e. 委員会における審議

a) 委員会は、専門部会が策定した民間規格・基準について、技術基準への適合性を含めた技術的妥当性及び審議過程の公平性、中立性並びに国際整合等の観点から、評価のための審議を行う。

b) 委員会で承認を得ようとする「規格・基準等」は、委員会開催前 2 週間を目標に事前配付し、審議内容の委員への徹底を図る。また、事前に委員からの質問等があった場合、上程した専門部会又は団体に連絡し、委員会での対応を準備する。

c) 技術基準への適合性を含めた技術的妥当性の審議は次のとおり。

作成機関の規格作成プロセス評価

委員会は、「規格・基準等」について技術的専門性及び公平性、客観性、透明性について以下の確認を行う。ただし、過去に審議実績がある場合などは、確認の一部を省略することができる。

- ・ 技術的専門性の反映（委員名簿の報告）
- ・ 審議過程（議事録，議決状況等の確認）
- ・ 意見公募の実施状況（報告）
- ・ 「規格・基準等」の維持，管理（定期的見直し，記録の保管，問い合わせ対応等の報告）

技術的妥当性の評価

委員会は、以下の技術基準適合評価を行うなど、技術的根拠や判断基準の妥当性の確認を行う。

- ・ 技術基準の解釈との逐条確認を行う等の手法により、技術基準適合評価

を行う。

- ・国が技術基準適合性を満たすための技術要素を明示している場合は、技術要素に照らした技術基準適合評価を行うことができる。

なお、委員会は必要に応じ特別部会を設置し、技術基準適合評価等を委任することができる。

- d) 委員会委員の中に、上程した専門部会の委員を兼務している委員がいる場合は以下とする。

審議において、兼務している委員は、委員長の許可を得て発言を行うものとする。

議決においては、上程した専門部会の委員を兼務している委員がいるかを委員会幹事が委員長に報告し、委員長は議決ではこの委員を除いて賛否を確認する。

委員が代理者を出席させた場合、議決への参加の有無は委員の資格による。

- e) 議決における考慮

議決においては、少数意見に配慮し、全会一致を目指す。反対意見等がある場合は、反対意見を明確⁽⁵⁾にして再度、審議を行い、議決を行う。

- f) 書面審議⁽⁶⁾は、委員長が必要と認めた場合行うことができる。

注；(5) 反対意見を明確にするため、反対意見は文書によって確認し、再度審議を行う前に配付する。

- (6) 書面審議を行う場合の例として以下が考えられる。書面審議の結果は、次回の委員会で報告するか又は文書で委員に連絡する。

日時の都合で委員会が開催できない場合

審議時間の関係で予定議案の審議ができなかった場合

審議を尽くしても意見が分かれ、議論の整理が必要と判断される場合

- f . 技術基準等への反映の要請

委員会が承認した民間規格・基準には、委員会幹事は「規格・基準の番号，発行，書式等に係る要領」に基づき委員会の規格番号を付与し，審査基準として運用するなど技術基準等に速やかに反映されるよう，委員長名により関係行政機関に要請する。

g . 民間規格・基準の刊行

委員会が承認した民間規格・基準は、当該専門部会を運営する団体等により、「規格・基準の番号，発行等に係る要領」に基づいて、速やかに規格・基準書として出版等することにより、これを使用しようとする者に適切な手段，方法で適宜提供できるようにする。

h . 議事録の作成，保管

委員会の議事録は、審議の過程を記録し、公表できるよう保管すること。

i . 民間規格・基準の見直し確認

委員会が承認した規格・基準で、技術基準等に反映されている規格は、5年以内に見直し⁽⁷⁾が行われているか確認を行う。

見直しは、「規格・基準等」を作成した専門部会が行い、専門部会は、委員会幹事に見直し結果を連絡する。

注；(7) 見直しとは、以下の改訂，廃止及び確認を意味する。

改訂；年月の経過により、引用法規の改正，最新技術の取り込み等により修正を行い、委員会に改訂要請を行う。

廃止；年月の経過により当該規格が必要なくなり、廃止を委員会に報告する。

確認；内容を修正することなく規格を使用することができることを委員会に報告する。

(2) 技術基準等に関する提言

各専門部会は、専門家の立場から技術基準等への適合性に関する技術的な検討を行いつつ、対象とする技術基準等に係る提言を策定し、技術会議での所定の調整，手続きを経て委員会に上程し、委員会の承認を得ることにより、その目的を達成する。

なお、この場合の審議の手順は、次のとおり。

「1(1) a , b , c , d , e , g , 及び h 」の規定を準用する。

この場合、「民間規格・基準」は「技術基準等に関する提言」と読み替えるものとする。

また、当該専門部会の部会長は、策定した技術基準等に関する提言を委員会に上程し承認を得ようするときは、別紙2の所定の様式に定める文書等を提出し、委員会幹事に技術会議の開催を求める。

委員会が承認した「技術基準等に関する提言」が、速やかに技術基準等に反

映されるよう、委員会幹事は、委員長名により関係行政機関に改正要請を行う。

(3) 電気事業法等の目的達成のため、民間が自ら作成し使用する民間規格・基準

a. 委員会は、各団体が電気事業法等の目的達成のため自ら作成し使用する民間規格・基準について、当該専門部会（当該団体）から要請があれば、技術会議での審議を経て、評価、審議し、承認する。

b. この場合の審議の手順は、次のとおり。

「1(1) a, b, c, d, e, g, 及び h」の規定を準用する。

この場合、「民間規格・基準」は「民間が自ら作成し使用する民間規格・基準」と読み替えるものとする。

委員会が審議、承認した当該民間規格・基準については、「規格・基準の番号、発行、書式等に係る要領」に基づいて、委員会の規格番号を表記するものとする。

2. 委員会からの依頼に基づき、専門部会又は特別部会が「規格・基準等」を策定する場合

(1) 委員会は、所要のテーマについて該当の専門部会又は特別部会に「規格・基準等」の策定を依頼することができる。

(2) この場合の審議の手順は、次のとおり。

委員会において、所要のテーマに関する「規格・基準等」の策定を決定した場合、委員会幹事は、策定を依頼すべき専門部会を選定するか、又は必要に応じ技術会議において策定を依頼すべき専門部会を選定する。適切な専門部会を選定できないときは、委員会幹事は特別部会の設置を提案する。

依頼を受けた専門部会又は特別部会は、「規格・基準等」の策定に着手した後、その進捗状況等を適宜委員会に報告する。

該当する専門部会又は特別部会が「規格・基準等」の策定をした後の審議の手順は、1. の規定を準用する。

ただし、所要のテーマの必要性に応じて、技術会議の審議等、1. の手順の一部を省略できるものとする。

3. 機構に属している団体が、専門部会以外の組織で作成した規格・基準等を委員会に上程し、承認を得ようとする場合

(1) 技術基準等へ反映する民間規格・基準

「当該専門部会の部会長」を「当該作成団体」と読み替えて、「1(1)」の規定

を準用する。

なお、委員会に属しているが分担金を負担していない団体にあつては、委員会、技術会議での審議、外部への公開、その他に係る費用が相当の金額となる場合は、当該団体が実費を負担するものとする。

(2) 電気事業法等の目的達成のため民間が自ら作成し使用する民間規格・基準

「1(3)」の規定を準用する。

なお、機構に属しているが分担金を負担していない団体にあつては、委員会、技術会議での審議、外部への公開、その他に係る費用が相当の金額となる場合は、当該団体が実費を負担するものとする。

4. 機構に属していない団体が、作成した「規格・基準等」を委員会に上程し、承認を得ようとする場合

4-1 日本国内の団体の場合

(1) 技術基準等へ反映する民間規格・基準

「1(1)」の規定を準用する。

この場合、「1(1)b」の技術会議の審議において、当該民間規格・基準が善意に基づき作成されたものであるかどうかについて先ず審議し、そうであるものについては、委員会上程に向け、審議、調整する。

(2) 電気事業法等の目的達成のため民間が自ら作成し使用する民間規格・基準

「1(3)」の規定を準用する。

この場合、「1(3)」が準用している「1(1)b」の技術会議の審議において、当該民間規格・基準が善意に基づき作成されたものであるかどうかについて先ず審議し、そうであると認められるものについては、委員会上程に向け、審議、調整する。

4-2 外国の団体の場合

委員会に承認を求めて提出される「規格・基準等」及び関係書類は、日本語に翻訳されたものであることが必要であり、翻訳版を委員会が評価、審議、承認する正とし、原版を副とする。

(1) 技術基準等へ反映する民間規格・基準

「4, 4-1, (1)」の規定を準用する。

(2) 電気事業法等の目的達成のため民間が自ら作成し使用する民間規格・基準

「4, 4-1, (2)」の規定を準用する。

備考：

[上述のような「規格・基準等」について委員会の承認を得ようとする外国の団体は、極めて少ないものと考えられるが、電気事業法等の目的達成を目指すものと考えられるものであれば、委員会として対応していくこととする。]

5. 異議申し立てへの対応

(1) 質問

委員会幹事は、文書（手紙，電子メール等）で策定した「規格・基準等」について質問があった場合、質問者に回答を行う。委員会幹事は、必要に応じて、規格作成専門部会又は団体に質問を送付し、回答を依頼することができる。

(2) 苦情

文書（手紙，電子メール等）で策定した「規格・基準等」について苦情があった場合には、委員会幹事は、必要に応じて、規格作成専門部会又は団体に苦情を送付し、処置を依頼すると共に、処置結果を苦情申し立て者に連絡する。

(3) 異議・告発の申し立て

委員会は、専門部会等が作成した「規格・基準等」の規格評価プロセス上の不適切な取扱いに対する外部又は内部からの異議申し立て等があった場合、その事案を処理するために委員会幹事が対応方針を定め、異議申し立て及び以下の対応を適時、委員会に上程し承認を得る。また、委員会幹事は、異議・告発の申し立て者に対応結果を連絡する。

委員会幹事が、異議申し立ての内容が軽微であると判断した場合には、委員会幹事の判断で対応を行う。異議申し立て及びその対応の記録は保管するものとする。

a. 異議申し立て等の内容の確認

当該異議申し立て案件について、委員会幹事は内容を確認し、委員長に報告する。委員長は、必要に応じ、当該部会に調査を依頼する。

b. 原因の調査

異議申し立てが妥当と判断される場合、不適切な取扱いが発生した原因について、委員会は、委員の内から2名の調査委員を選任し、委員会幹事と調査チームを発足させて、発生原因を調査する。

c. 是正措置

調査チームは、規約改正、審議要領の改定等の必要な提言を委員会に行う。

d. 是正処置の実施状況の確認

是正措置実施後、2年を経た時点で実施状況を確認報告する。

e. 制裁措置

不適切な取扱いが確認された規格・基準等は、委員会の承認を取り消すと共に、必要な場合、審議要請の拒否等の制裁措置を行うことができる。

(4) 異議・告発の申し立て者の保護

申し立て者の身元に関する情報は、調査チームが、申し立て者及び委員会の了解を得て、申し立て者の保護の観点から取り扱いを定める。

6. 電気事業法等に係る原子力分野の「規格・基準等」の審議を行う場合の取扱い

(1) 機構規約第2条一号に基づき、原子力分野に係る「規格・基準等」の審議を行う場合、「技術基準適合性を含めた技術的妥当性及び審議過程の公正性、中立性並びに国際的な整合性等の観点からその評価のための審議を行い、・・・」は、「原子力特別懇談会報告書」及び同添付の「原子力設備に関する規格の審議要領」（日本電気技術規格委員会平成14年2月8日承認）によるものとする。

(2) 前項の評価を行う場合、電気事業法等の原子力分野の民間規格・基準を策定する規格作成団体に対し、「原子力設備に関する規格の審議要領」及び同要領による「規格制定プロセス重点審議方式」の適用、取り消しに関する審査、確認等を行う。

(注) 審査基準への反映提案等については、今後の動向を注視しつつ、反映等の検討を行う。

なお、平成17年6月の要領改正に合わせて、平成14年2月8日の「原子力特別懇談会報告書」の方針の再確認を行った。その結果、方針は変更ないことを確認した。（資料「日電規委17第12号」参照）

7. 審議に係る経費

(1) 「規格・基準等」を委員会で承認を得ようとする専門部会及び機構を構成する団体は、技術会議及び委員会で配付用規格⁽⁸⁾として70部提出（委員会用26部、技術会議用38部、事務局用6部）する。

(2) 分担金を負担しない団体で、「規格・基準等」を委員会で承認を得ようとする者は、2口分の分担金を支払い、配付用規格⁽⁸⁾として70部提出（委員会用26部、技術会議用38部、事務局用6部）するものとする。

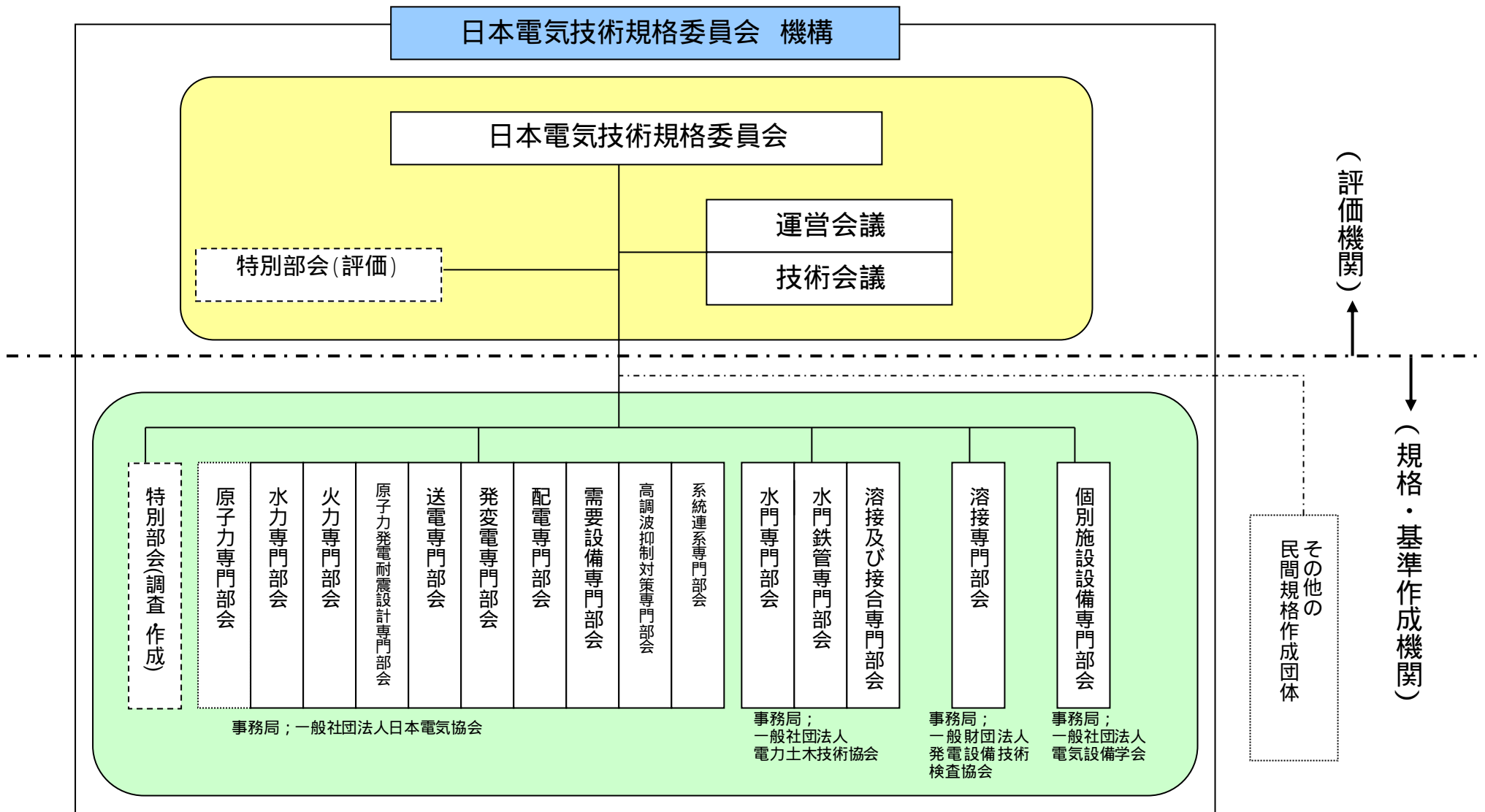
注(8) 配付用規格とは、承認を得ようとする「規格・基準等」の本体及び、日本電気技術規格委員会への要請文書を意味し、技術会議、委員会での評価資料は含まない。

附則（平成17年6月3日）

この要領は，平成17年7月1日より施行する。

附則（平成25年6月11日）

この要領は，平成25年6月11日より施行する。



参考図 日本電気技術規格委員会 機構の組織図

別紙 1 承認を求める民間規格・基準を提出する場合の様式

当該専門部会長，当該団体等は，民間規格・基準を委員会に提出し承認を得ようとするときは，以下の書類及び資料を提出するものとする。

委員会は，以下に提出された書類・資料を持って，審議過程の公平性，当該規格の妥当性等を確認するものとする。

1．日本電気技術規格委員会委員長宛，審議の要請状（様式1のとおり）

(1) 承認を得ようとする民間規格・基準

提出する民間規格・基準は，「規格・基準の番号，発行，書式等に係る要領」に基づき必要事項が記載してあること。

また，必要に応じて，下記の資料等を民間規格・基準に添付すること。

制定・改定に関する規定内容の説明概要

技術基準等への反映を要請する場合は，その反映の具体的条文例(参考資料として)

技術基準等に反映された場合の，技術基準等に対する解説改正例文(参考資料として)

(2) 民間規格・基準に係る説明資料

専門部会等の審議の状況（規格の審議の状況）を説明する資料

（審議過程の公平性等を確認。様式2のとおり）

専門部会等（機構に属していない団体の委員会などを含む。）の組織及び委員名簿（委員構成の公平性の確認等）

専門部会等規約又は規約に準じるもの（議決方法の規定，委員会運営の適格性等を確認）

当該案件を審議した時の専門部会等の議事録又は当該案件に係る審議の状況を説明する資料。ただし，意見がでなかった場合等，当該案件に関する審議の状況を説明する事項がない場合には，その旨を明記し資料の提出を省略できる。

なお，上記(2)の資料のうち，既に委員会に提出し確認を受けているもの及び案件の性格により説明不要のものは，提出を省略できる。

2．民間規格・基準における記載事項の確認表（委員会幹事 確認用）

「J E S C が承認する民間規格の記載のあり方に関する検討報告書」（平成16年3月25日）に基づき，様式3により，民間規格・基準における記載事項の確認表を提出する。

様式 1 (文章表現は、一例。)

【文書番号】
平成 年 月 日

日本電気技術規格委員会
委員長 殿

専門部会又は 当該団体名
部会長又は当該団体長名

規格の策定・改定(制定・改定)に係る審議, 承認のお願いについて

その 1 (技術基準等に反映する民間規格・基準)

専門部会(又は 団体)におきまして, 協会の 規格である「
」
の作成(又は改定)を行い, 「
」に対する引用要望をまとめました。
つきましては, 日本電気技術規格委員会機構規約第 2 条の規程に基づき, ご審議・ご承
認いただき, 行政当局へ要請くださるようお願いします。

その 2 (自主的民間規格・基準)

専門部会(又は 団体)におきまして, 協会の 規格である「
」
の作成(又は改定)を行いました。
つきましては, 日本電気技術規格委員会機構規約第 2 条の規程に基づき, ご審議・ご承
認いただきますようお願いします。

- 添付 1 . 規格
2 . 規格案の説明資料(必要に応じて)
3 . 民間規格・基準に係る説明資料(別紙 1 . (2) に記載の事項。)

専門部会の審議(規格の審議)に係る説明

専門部会名当該団体名

件名	<ul style="list-style-type: none"> 規格案の名称, 規格のタイプ(規格・基準の番号,発行,書式等に係る要領参照)
専門部会の承認日	<ul style="list-style-type: none"> 専門部会の審議経緯(複数回の開催の場合) 承認日
専門部会における議決の状況	<ul style="list-style-type: none"> 議決結果(全員一致,多数決等) 規約における議決方法の規定(参考記載)
専門部会で提出された主な意見及びその意見への対応概要	<ul style="list-style-type: none"> 主な意見,意見への対応方法 対応結果,対応の結論(別添-1参照)
関係技術基準等への適合性に関する説明	<ul style="list-style-type: none"> 関係する技術基準等の名称 規格の制定趣旨と,技術基準(省令)適合性あり(又は,技術的妥当性あり)と判断している理由の概要(別添-2参照)
制定・改定等に係る意見公募の結果及びその意見への対応概要	<p>(ただし,意見公募を実施した場合。)</p> <ul style="list-style-type: none"> パブコメの実施規定,実施の方法 パブコメの実施期間,媒体,内容,趣旨 提出された意見数,主な意見の概要 意見への対応の概要
定期的改定に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 見直しに係る規定,運用等の概要 次回改定の見通し
審議記録の保存に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 記録の保存方法 保管期間
技術的な事項の問合わせへの対応	<ul style="list-style-type: none"> 問合わせへの対応に係る規定,問合わせ手段の規定の概要(ただし,規定がある場合) 問合わせへの対応方法 具体的問い合わせ先
その他,特記事項	<ul style="list-style-type: none"> その他,特に特記すべき事項 その他,特に委員会が報告を要請した事項

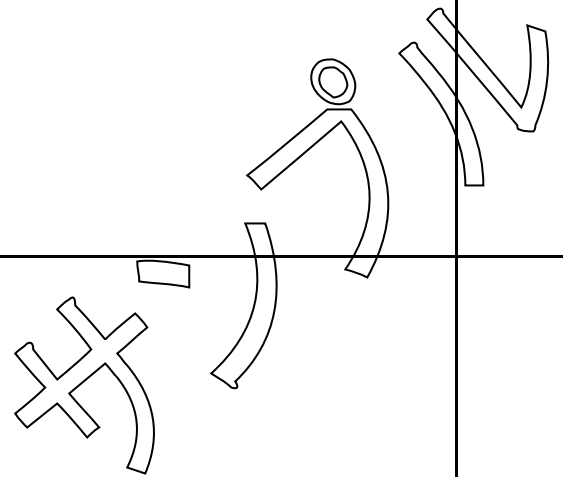
注:この説明資料には,規格・基準又は要請の概略説明を添付し,1)目的・経緯(なぜ今提案するのか)2)内容,3)効果(メリット)を必要に応じて説明する。

別添 1 規格作成時の主な意見と対応について (専門部会)

No.	意見	対応内容	担当
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

別添 2 改正要望についての法令との適合性評価

(専門部会)

関係法令・条項	法令条文	適合性の検討	評価	備考
				

様式 3

規格における記載事項の確認表

(民間規格・基準における記載・説明事項の記載状況確認。)

記載の必要な事項		記載義務	規格における記載の有無	規格中の記載場所	
前 付 け 要 素 中	規 格 自 体 を 説 明 す る 事 項	民間規格自体の制定意図	推奨	有 無	
		規格の制・改定の趣旨，経緯 ・改定の編年履歴	義務 推奨	有 無 有 無	
		規格の維持・管理	推奨	有 無	
		技術基準・解釈等との関係	義務	有 無	
		規格の使用方法の説明	義務	有 無	
	免責事項	義務	有 無		
	著作権等に関する事項 〔ただし，該当がある場合〕	義務	有 無		
	特許権等に関する事項 〔ただし，該当がある場合〕	義務	有 無		
	委員名簿	義務	有 無		
	JESC 規格自体の説明 ・ A及びCタイプ ・ Bタイプ	推奨 義務 推奨	有 無 有 無		
引用規格，引用資料の説明	推奨	有 無			
規 定 要 素 を 説 明 す る 事 項	規定要素の性格区分	推奨	有 無		
	規定要素本文に対する解説 の位置付け	推奨	有 無		
	技術基準・解釈等との関係	推奨	有 無		
	国際規格(IEC, ISO)等との関 係 〔ただし，対応規格がある場合〕	義務	有 無 〔対応規格： 有 無〕		
言葉の使い方に関する説明	推奨	有 無			
規 定 要 素 中	目的，適用範囲の明確な記載	義務	有 無		
	用語の定義	推奨	有 無		
	本文と解説の書き分け ・ Aタイプ ・ B及びCタイプ	推奨 義務	有 無		
	著作権，特許等に関する説明 事項 〔ただし，具体事例がある場合〕	推奨	有 無 〔具体事例： 有 ， 無〕		
関係する規格・基準との関係	推奨	有 無			

別紙 2

「技術基準等のあり方に関する提言」に関して承認を求める場合の様式
(文章表現は、一例である。)

【文書番号】

平成 年 月 日

日本電気技術規格委員会
委員長 殿

専門部会
部会長

技術基準の解釈に係る改正要望の審議，承認のお願い

専門部会は、この度、技術基準の解釈に係る改正要望を作成いたしましたので審議，承認いただき、技術基準の解釈の改正について行政当局へ要請下さいますようお願いいたします。

- 添付 1 . 技術基準の解釈に係る改正要望
- 2 . 技術基準の解釈に係る改正要望の概要説明 (必要に応じて)
- 3 . 改正要望に係る説明資料 (別紙 1 . (2)に記載の事項に準じる。)